

第 4 章

■ 緊急事態応急対策

第4章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

なお、具体的な判断基準等については、別添2のとおりとする。

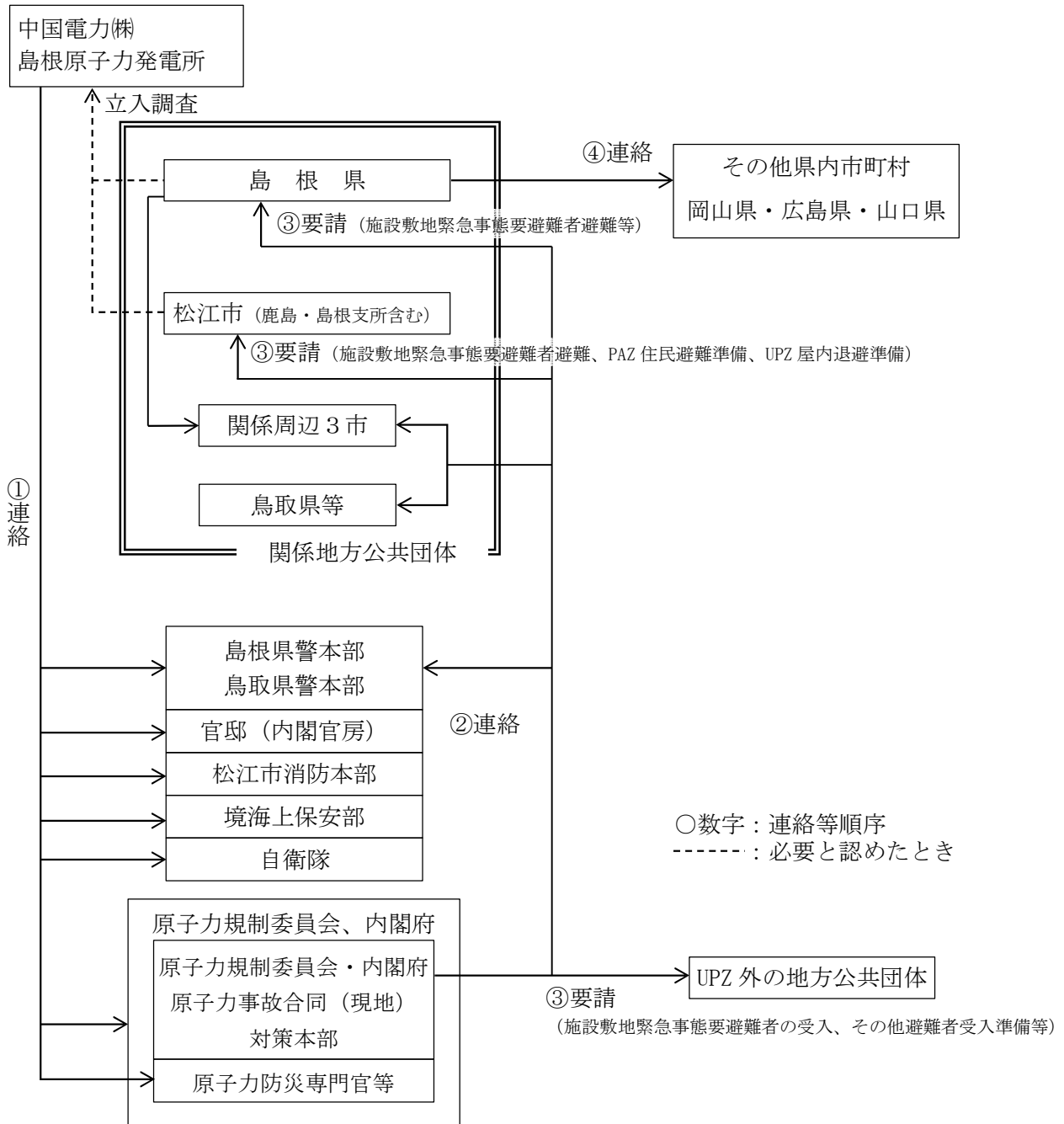
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 施設敷地緊急事態等発生情報の連絡

(1) 発電所から施設敷地緊急事態発生通報があった場合（図4-2-1）

- ① 発電所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生後又は発生の通報を受けた場合には、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、松江市消防本部、境海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送付することとされている。さらに、送信後、主要な機関等に関してはその着信を確認することとされている。なお、県及び市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、県、県警察本部等に連絡することとされている。また、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を設置するものとし、また、関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとされている。
- ③ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、PAZを含む県及び市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難者数の確認、避難ルート、避難先、移動手段の確保等）を行うよう、UPZを含む関係地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート、避難先、移動手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。
- ④ 市は、発電所及び国から通報・連絡を受けた事項について、鹿島支所、島根支所、生馬地区、古江地区及び関係部局に情報伝達し、情報の共有を図る。
- ⑤ 県は、発電所及び国から通報・連絡を受けた事項について、市をはじめ関係自治体及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- ⑥ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡する。また原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、市をはじめ国、県、その他関係地方公共団体に連絡することとされている。
- ⑦ 市は、必要と認めるときは、県と連携を図りながら立入調査を行う。

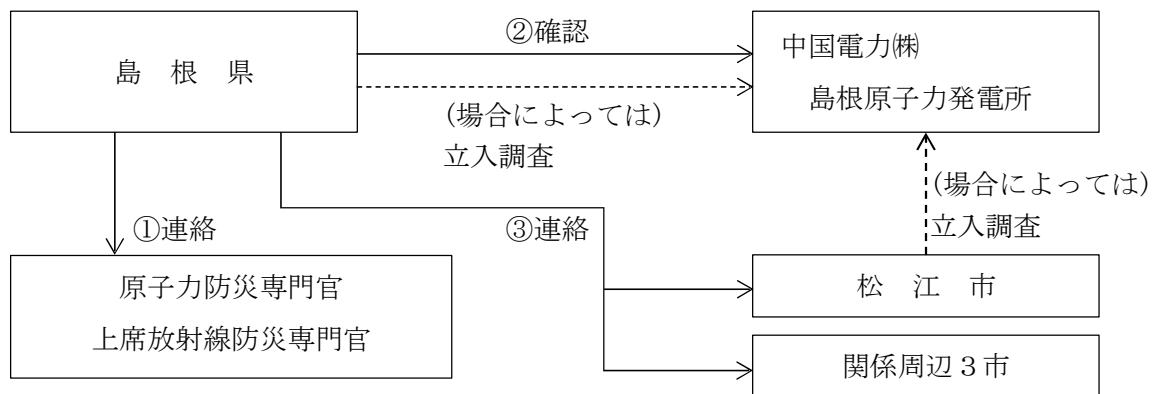
図 4-2-1 発電所からの施設敷地緊急事態発生通報系統図



(2) 県が管理するモニタリングポスト（固定局）で施設敷地緊急事態発生通報を行うべき数値の検出を発見した場合（図4-2-2）

- ① 県は、発電所から通報がない状態において県が設置しているモニタリングポスト（固定局）により、施設敷地緊急事態発生通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、発電所に確認を行うものとする。
- ② 市は、モニタリングポスト（固定局）で施設敷地緊急事態発生通報を行うべき数値の検出を発見した旨の連絡を受けた場合、直ちに鹿島支所、島根支所及び関係部局に情報を伝達し、情報の共有を図る。
- ③ 市は、必要と認めるときは、県と連携を図りながら立入調査を行う。

図4-2-2 県モニタリングポスト（固定局）で施設敷地緊急事態発生通報を行うべき数値の検出を発見時の連絡系統図



※県による確認後、発電所において施設敷地緊急事態発生が確認された後の連絡については、前頁の「図4-2-1 発電所からの施設敷地緊急事態発生通報系統図」による。

(3) 発電所から全面緊急事態発生通報があった場合

- ① 発電所の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生通報を受けた場合、直ちに市をはじめ、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、松江市消防本部、境海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 原子力規制委員会は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認める場合、その旨を直ちに内閣総理大臣に上申することとされている。
- ③ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、官邸（内閣官房）に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとされている。その際併せて、緊急時モニタリング結果、避難手段等の住民避難に関する情報を提供することとされている。
- ④ 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、PAZを含む市及び県に対しては、PAZの避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うと

ともに、UPZを含む関係地方公共団体に対しては、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保等）を行うこと、UPZ外を含む地方公共団体に対しては、PAZ内から避難してきた住民等の受入れや、UPZ内で行う防護措置の準備への協力を要請することとされている。

- ⑤ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、関係地方公共団体が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、指示内容の判断のため、施設敷地緊急事態の段階から、次の事項について関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行う。
- ・ PAZ内の避難者の数及び避難の方針
 - ・ UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
 - ・ 避難ルート、避難先の概要
 - ・ 移動手段の確保見込み
 - ・ その他必要な事項
- ⑥ 全面緊急事態となった場合、国の原子力災害対策本部は、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

2. 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 発電所は、市をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、県、県警察本部、松江市消防本部、境海上保安部、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、関係地方公共団体が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、要請内容の判断のため、警戒事態の段階から、次の事項について、関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行う。
- ・ 施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
 - ・ 避難ルート、避難先の概要
 - ・ 避難手段の確保見込み
 - ・ その他必要な事項
- ③ 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、現地事故対策連絡会議等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。
- ④ 市は、国（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、発電所から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ⑤ 市は、指定地方公共機関との間において、発電所及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- ⑥ 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- ⑦ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。
- なお、現地事故対策連絡会議が機能した後は、原則として同連絡会議を通じて関係機関相互の連絡をとるものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 市は、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班に職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- ② 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- ③ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3. 一般回線が使用できない場合の対処

市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に該当する事象が発生した場合、国は、緊急時モニタリングセンター（EMC）を立ち上げることとされており、県は、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力するとともに、モニタリング本部を設置していた場合、緊急時モニタリングセンターへモニタリング本部機能を移管することとしている。

市は、緊急時モニタリングの対応等について県から協力要請があった場合、これに応じるものとする。

第3節 松江市災害対策本部の設置及び災害体制等

市長は、以下に示す設置の基準に基づき、松江市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）を設置する。

支所長は、島根原子力発電所2号炉に係る市災害対策本部の設置連絡を受けたときは、速やかに支所災害対策本部を設置する。

市長は、島根原子力発電所2号炉に係る市災害対策本部を設置したときは、速やかに地区災害対策本部（本庁管内(旧市)）の設置を公民館等に要請する。

なお、島根原子力発電所1号炉に係る市災害対策本部を設置したときは、鹿島支所長及び島根支所長は、速やかに支所災害対策本部を設置するとともに、市長は、速やかに生馬地区及び古江地区の公民館等に地区災害対策本部の設置を要請する。

1. 市災害対策本部の設置

(1) 設置の基準

次の各号のいずれかに該当するとき、市長は市災害対策本部を設置する。

- ① 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生の通報が発電所の原子力防災管理者からあったとき
- ② 県が管理するモニタリングポスト（固定局）において施設敷地緊急事態発生通報基準以上の数値が検出されたとき
- ③ そのほか、発電所において発生した事故の状況から市災害対策本部の設置を要すると市長が判断したとき

(2) 設置場所

市災害対策本部は、市役所本庁舎4階防災センターに設置する。

(3) 市災害対策本部の設置等の連絡

- ① 市災害対策本部を設置したときは、その旨を支所、関係部局、国（原子力規制委員会等）、松江警察署、日本赤十字社島根県支部、報道機関等その他必要な関係機関に連絡する。
- ② 市災害対策本部を設置したときは、市本部の標識を市役所正面玄関前及び本部室前に掲示するものとする。
- ③ 市災害対策本部を廃止したときは、上記①に準じて連絡するものとする。

(4) 市災害対策本部の組織

① 市災害対策本部長

市災害対策本部の本部長は市長とし、副本部長は副市長をもって充てる。本部長は、市災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。本部長の代理順位は、次のとおりとする。

第1順位	副市長（原子力防災を所管する副市長）		
第2順位	副市長		
第3順位	防災部長	第4順位	政策部長
第5順位	総務部長	第6順位	財政部長

2. 市災害対策本部の体制等

- (1) 市災害対策本部設置段階の災害体制は、表 4-3-1 の基準による災害体制とする。なお、災害体制別の動員計画は、別に掲げる「原子力災害対策動員計画表」による。

表 4-3-1 原子力災害時の災害体制の基準

区 分	体 制	体 制 の 基 準
第 1 次災害体制	原子力災害関係部・課の所要人員	<ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合 ・施設敷地緊急事態発生の通報がなされない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき
第 2 次災害体制	応急対策の内容により最大全職員とする	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力緊急事態宣言が発出された場合 ・原子力緊急事態宣言が発出されない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき

- (2) 市災害対策本部の事務分掌

市災害対策本部の事務分掌は表 4-3-2 を基調とし、定めのない事項については、市地域防災計画（風水害対策編）の定めるところによる。

また、これらに定めのない事項についても、必要に応じて本部長が指示する。

※「ガス局」は令和 8 年 4 月 1 日に民間譲渡されるため、それ以降は削除

3. 現地災害対策本部

- (1) 市災害対策本部長は、広域避難の実施等、必要と認めるときは、支所・地区に現地災害対策本部を設置し、応援職員の派遣などの体制強化を行うものとする。
- (2) 現地災害対策本部が設置された場合、支所・地区災害対策本部の事務は現地災害対策本部に移行する。
- (3) 現地災害対策本部長は、災害対策本部員その他の職員のうちから、市災害対策本部長が指名する。
- (4) 現地災害対策本部長は、支所職員及び本庁からの応援職員を指揮し、現地災害対策本部の事務を行う。
- (5) 現地災害対策本部の組織は別に定める。

4. 市災害対策本部の廃止

市長は、原子力緊急事態解除宣言がなされた後、発電所の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなると認められるとき、市災害対策本部を廃止する。

支所・地区災害対策本部及び現地災害対策本部の廃止は、市災害対策本部長の指示による。

5. 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

表 4-3-2 災害対策本部の事務分掌

部	班 名	構成課(室)名	事 務 分 掌
共通			①市災害対策本部等に関する事 ②住民の広域避難に関する事
防 災 部	事務局	原子力安全対策課 防災危機管理課	①災害・被害・気象情報の収集及び伝達に関する事 ②被害の集計発表及び報告に関する事 ③災害体制の指示及び伝達に関する事 ④防災無線等の災害通信設備に関する事 ⑤原子力事故対策会議及び災害対策本部の運営に関する事 ⑥オフサイトセンター及び原子力災害合同対策協議会に関する事 ⑦発電所への立入調査に関する事 ⑧防護対策実施上の企画調整に関する事 ⑨災害対策に係る総合調整に関する事 ⑩防護資機材の確保に関する事
政 策 部	政策班	政策企画課 地域政策課 市長公室 デジタル戦略課	①緊急時広報の総括に関する事 ②被災状況の把握の総括に関する事 ③自衛隊の派遣要請及び受入配備計画に関する事 ④応援要請、派遣要請、受入準備に関する事 ⑤コンピュータ施設及びネットワーク整備に関する事
	渉外班	広報課 秘書課	①報道機関への緊急時広報に関する事 ②報道機関との連絡調整に関する事 ③報道内容の把握に関する事 ④本部長及び副本部長の秘書に関する事 ⑤災害見舞い視察者の接遇に関する事 ⑥市民への広報・広聴活動に関する事 ⑦災害記録誌等の製作に関する事
総 務 部	総務班	総務課 選挙管理委員会事務局	①各部、各班との連絡調整に関する事 ②本部長の命令及び指示の伝達に関する事 ③関係機関との連絡調整に関する事 ④情報の授受及び整理に関する事 ⑤原子力事故対策会議及び災害対策本部の運営支援に関する事
	人事班	人事課 組織戦略課	①職員の動員及び配備計画に関する事 ②職員及び家族の被災状況の把握に関する事 ③職員の災害派遣に関する事 ④他の公共団体職員の派遣要請及び受入配備計画に関する事 ⑤職員の給食に関する事 ⑥職員の健康管理及びメンタルヘルスに関する事 ⑦職員の被ばく管理に関する事 ⑧職員の公務災害補償に関する事

財政部・出納部	財政班	財政課	①災害対策経費の予算措置に関する事
	管財班	資産経営課 新庁舎整備課 公共建築課 契約検査課 建設工事監理室	①災害対策用資機材の調達及び賃借に関する事 ②災害対策車両の確保及び配車に関する事 ③緊急通行車両の届出事務に関する事 ④庁内電話及び電気設備の確保に関する事 ⑤市有財産（普通財産）の緊急使用に関する事
	税務班	税務管理課 市民税課 固定資産税課	①災害に伴う税の減免に関する事 ②避難地区住民の輸送に関する事 ③食糧及び物資等の輸送に関する事 ④災害対策要員の輸送に関する事 ⑤各部、各班の支援に関する事
	出納班	出納室	①災害対策経費の収支に関する事 ②義援金の受領に関する事
産業経済部	商工班	商工企画課 新産業創造課 ものづくり産業支援センター 定住企業立地推進課 企業団地整備室	①大規模小売店舗、商店街等滞在者への緊急時広報に関する事 ②中小企業等の被災状況の把握に関する事 ③小売店舗の出荷制限に関する事 ④食料品、衣料等の生活関連物資の確保及び供給に関する事 ⑤緊急物資、生活関連物資の輸送手段の確保に関する事 ⑥被災中小企業等への風評被害対策に関する事 ⑦被災中小企業等への金融対策に関する事 ⑧商工会議所等との連絡調整に関する事
	農林水産班	農政課 （農業委員会事務局） （花卉生産振興センター） 農林基盤整備課 水産振興課	①漁業船舶及びレジャー船舶への緊急時広報に関する事 ②農林水産物、畜産物の被災状況の把握に関する事 ③農林水産物、畜産物の採取及び出荷の制限に関する事 ④生鮮食料品等の確保及び供給に関する事 ⑤生鮮食料品等の輸送手段の確保に関する事 ⑥農林水産物、畜産物の流通対策に関する事 ⑦農作物及び家畜の災害対策に関する事 ⑧農林水産物、畜産物の風評被害対策に関する事 ⑨被災農林水産、畜産業者等への金融対策に関する事 ⑩農協、漁協等との連絡調整に関する事
観光部	観光班	観光振興課 小泉八雲・セツのドラマ応援室 観光施設課	①観光客等への緊急時広報に関する事 ②観光客等の被災状況の把握に関する事 ③観光客数の把握に関する事 ④観光に係る風評被害対策に関する事 ⑤観光客等の災害対策に係る総合調整に関する事
	国際班	国際観光課 国際交流会館	①外国人への緊急時広報に関する事 ②外国人の被災状況の把握に関する事 ③外国人からの問い合わせ、相談等への対応に関する事 ④被災外国人の援護に関する事 ⑤外国人への災害対策に必要な要員確保に関する事 ⑥外国人への災害対策に係る総合調整に関する事
文化スポーツ部	道路支援班	文化振興課 ジオパーク推進室 文化財課 埋蔵文化財調査課 松江城・史料調査課 松江歴史館	①道路班の支援に関する事
	体育施設班	スポーツ振興課 高校総体推進室 スポーツ施設課 総合体育館整備室	①体育館等の被災状況の把握に関する事 ②体育館等の災害応急対策に関する事 ③施設利用者の防護対策に関する事 ④避難受け入れ施設の供与及び管理・運営に関する事
市民部	市民班	市民生活相談課 消費・生活相談室 人権男女共同参画課 男女共同参画センター 市民課 マイナンバー交付室	①市民に対する緊急時広報に関する事 ②市民の被災状況の把握に関する事 ③市民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関する事 ④市民相談窓口の設置、運営に関する事 ⑤避難所での被災地住民登録に関する事 ⑥市民の所在確認に関する事

健康福祉部	福祉班	健康福祉総務課 家庭相談課 障がい者福祉課 生活福祉課 介護保険課 保険年金課 保健衛生課	①災害救助の総括に関する事 ②障がい者等の被災状況の把握に関する事 ③被災地区住民の生活支援に関する事 ④避難所の開設及び管理・運営に関する事 ⑤炊き出し等避難所食糧の確保及び配給に関する事 ⑥義援金、見舞金及び救援物資の受け入れ及び配分に関する事 ⑦災害ボランティアの受け入れに関する事 ⑧障がい者等の安全確保に関する事 ⑨老人福祉施設等の入所者の安全確保に関する事 ⑩日本赤十字社等その他福祉団体との連絡調整に関する事 ⑪保健所の協力要請に関する事 ⑫国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免・猶予に関する事 ⑬国民年金保険料の免除に関する事
	医療班	健康推進課 予防接種室	①原子力災害医療に関する事 ②医療品、衛生材料の確保に関する事 ③安定ヨウ素剤の配布、投与に関する事 ④被災者の保健・栄養指導に関する事 ⑤被災者の健康相談及びメンタルヘルスに関する事 ⑥避難所健康相談窓口の設置に関する事 ⑦避難所の衛生管理に関する事
こども子育て部	福祉班	こども政策課 保育所幼稚園課 保育所（園） 幼保園 幼稚園 子育て給付課	①幼児等の被災状況の把握に関する事 ②幼児等の安全確保に関する事
	福祉・医療支援班	こども家庭支援課	①子育て部福祉班の支援に関する事 ②健康福祉部医療班の支援に関する事
環境エネルギー部	環境班	環境エネルギー課 環境対策課 リサイクル都市推進課 施設管理課 西持田不燃物処理場 エコクリーン松江 西持田最終処分場 西持田リサイクルプラザ 川向リサイクルプラザ	①緊急時モニタリングセンターへの協力に関する事 ②モニタリング情報等の収集及び伝達に関する事 ③防護対策区域内のゴミの非常処理計画に関する事 ④避難所におけるゴミの非常処理計画に関する事 ⑤清掃業務計画の総合調整に関する事
まちづくり部	道路支援班	都市政策課 まちづくり推進室 交通政策課 公共交通戦略室 住宅政策課 建築審査課	①道路班の支援に関する事
都市整備部	道路班	建設総務課 道・緑・水辺相談室 大橋川治水・国県事業推進課 道路課	①市道の通行規制に関する事 ②道路交通の確保に関する事 ③防護対策区域への立ち入り制限、禁止措置に関する事 ④避難道路の選定及び確保に関する事 ⑤避難道路の工事情報等の把握に関する事 ⑥防護対策区域内の道路の工事情報等の把握に関する事 ⑦交通規制に係る市民への指導に関する事
	道路支援班	土地対策課 河川課 公園緑地課	①道路班の支援に関する事
支援部	支援班	(議会議務局)総務課 議事調査課 監査委員事務局	①市議会議員への情報提供に関する事 ②市議会議員の被災状況の把握に関する事 ③各部の支援に関する事
教育部	学校教育班	教育総務課 皆美が丘女子高等学校 学校管理課 学校教育課 生徒指導推進室 発達・教育相談支援センター 学校給食課 学校給食センター	①学校との連絡調整に関する事 ②児童・生徒の被災状況の把握に関する事 ③学校教育施設の災害応急対策に関する事 ④児童・生徒の防護対策に関する事 ⑤避難所の供与に関する事 ⑥避難所の管理・運営の協力に関する事 ⑦被災児童・生徒の育英奨学に関する事 ⑧応急教育に関する事 ⑨学校給食に関する事 ⑩非常炊き出しの実施に関する事 ⑪PTA等その他教育団体との連絡調整に関する事

	生涯学習班	生涯学習課 松江市立図書館事務局 青少年支援室	①公民館等との連絡調整に関する事 ②公民館の被災状況の把握に関する事 ③生涯学習施設等の災害応急対策に関する事 ④施設利用者の防護対策に関する事 ⑤避難所の供与に関する事 ⑥避難所の管理・運営の協力に関する事 ⑦青年団等その他関係団体との連絡調整に関する事
上下水道部	給水班	総務課 経営課 営業課 事業推進課 施設整備課 維持管理課 浄配水課	①飲料水の使用規制に関する事 ②飲料水源の被災状況の把握に関する事 ③飲料水の給水対策に関する事
ガス部	交通支援班	総務課 営業推進課 供給保安課	①市ガス施設の防災管理・事後対策に関する事 ②交通部の支援に関する事
交通部	交通班	総務課 安全運行課 運輸企画課	①住民避難用車両の確保に関する事 ②民間の輸送事業者が所有する車両の確保に関する事 ③住民の避難搬送に関する事 ④緊急通行車両の届出事務に関する事 ⑤民間輸送事業者との連絡調整に関する事
病院部	医療班	総務課 経営企画課 資産経営課 医療安全管理室 健診センター	①緊急時医療措置に関する事 ②緊急時医療対策に関する事 ③原子力災害医療への協力に関する事 ④医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事
消防部	消防班	消防総務課 消防団室 予防課 警防課 救急室 通信指令課	①消防署、消防団との連絡調整に関する事 ②災害救助、救急の総括に関する事 ③住民への防護、避難対策に関する事 ④救急搬送に関する事 ⑤救助・救急、消火活動に関する事 ⑥消防団員の動員及び配備計画に関する事 ⑦消防車両による緊急時広報に関する事 ⑧原子力災害医療への協力に関する事

鹿 島 支 所 ・ 島 根 支 所	総括班	地域振興課	①本庁との連絡調整に関する事 ②災害体制の指示及び伝達に関する事 ③支所原子力事故対策会議の運営に関する事 ④本庁原子力事故対策会議の指示の伝達に関する事 ⑤支所災害対策本部の運営に関する事 ⑥本庁災害対策本部の命令及び指示の伝達に関する事 ⑦支所災害対策本部の命令及び指示の伝達に関する事 ⑧支所職員の動員及び配備計画に関する事 ⑨支所職員の装備用具に関する事 ⑩災害応急対策の総合調整に関する事 ⑪支所内の連絡調整に関する事
	情報班	地域振興課	①災害・被害・気象情報の収集及び伝達に関する事 ②防災無線等の災害通信設備に関する事 ③コンピュータ施設及びネットワーク整備に関する事 ④電話及び電気設備の確保に関する事 ⑤情報の授受・整理に関する事 ⑥支所管内の被災状況の把握に関する事
	調査班	地域振興課	①支所管内の被害調査に関する事 ②支所管内の被害調査の集計に関する事 ③発電所への立入調査に関する事
	応急対策班	地域振興課	①支所管内の災害応急対策の事前検討に関する事 ②支所管内の災害応急対策体制の確立に関する事 ③支所管内の災害応急対策の実施に関する事 ④モニタリング情報等の収集及び伝達に関する事 ⑤市道の通行規制に関する事 ⑥防護対策区域への立ち入り制限、禁止措置に関する事 ⑦避難道路の選定及び確保に関する事 ⑧避難道路の工事情報等の把握に関する事 ⑨防護対策区域内の道路の工事情報等の把握に関する事 ⑩交通規制に係る市民への指導に関する事 ⑪防護資機材の確保に関する事
	広報班	市民生活課	①市民に対する緊急時広報に関する事 ②市民相談窓口の設置、運営に関する事 ③支所管内の災害記録の保存に関する事 ④広報用車両の確保及び配車計画に関する事
	避難所班	市民生活課	①被災地区住民の生活支援に関する事 ②避難所の開設及び管理・運営に関する事 ③避難所における被災地住民登録に関する事 ④市民の所在確認に関する事 ⑤災害ボランティアの受け入れに関する事 ⑥生活関連物資、緊急物資の配給に関する事
	医療班	市民生活課	①原子力災害医療に関する事 ②障がい者、寝たきり老人等の要配慮者の安全確保に関する事 ③老人福祉施設等の入所者の安全確保に関する事 ④医療品、衛生材料の確保に関する事 ⑤安定ヨウ素剤の配布、投与に関する事 ⑥被災者の保健・栄養指導に関する事 ⑦被災者の健康相談及びメンタルヘルスに関する事 ⑧避難所の衛生管理に関する事
	教育班	地域振興課	①教育関連施設との連絡調整に関する事 ②教育関連施設利用者に対する緊急時広報に関する事 ③教育関連施設の災害応急対策に関する事 ④児童・生徒及び施設利用者の防護対策に関する事 ⑤退避所、避難所の供与に関する事 ⑥退避所、避難所の管理・運営の協力に関する事 ⑦非常炊き出しに関する事

その他支所（美保関・八雲・玉湯・宍道・八束・東出雲）	総括班	地域振興課	①本庁との連絡調整に関する事 ②災害体制の指示及び伝達に関する事 ③本庁原子力事故対策会議の指示の伝達に関する事 ④支所災害対策本部の運営に関する事 ⑤本庁災害対策本部の命令及び指示の伝達に関する事 ⑥支所災害対策本部の命令及び指示の伝達に関する事 ⑦支所職員の動員及び配備計画に関する事 ⑧支所職員の装備用具に関する事 ⑨災害応急対策の総合調整に関する事 ⑩支所内の連絡調整に関する事
	情報班	地域振興課	①災害・被害・気象情報の収集及び伝達に関する事。 ②防災無線等の災害通信設備に関する事。 ③情報の授受・整理に関する事 ④支所管内の被災状況の把握に関する事
	応急対策班	地域振興課	①支所管内の災害応急対策の事前検討に関する事 ②支所管内の災害応急対策体制の確立に関する事 ③支所管内の災害応急対策の実施に関する事 ④モニタリング情報等の収集及び伝達に関する事 ⑤市道の通行規制に関する事 ⑥防護対策区域への立ち入り制限、禁止措置に関する事 ⑦避難道路の選定及び確保に関する事 ⑧避難道路の工事情報等の把握に関する事 ⑨交通規制に係る市民への指導に関する事
	広報班	市民生活課	①市民に対する緊急時広報に関する事 ②市民等からの問い合わせへの対応に関する事 ③支所管内の災害記録の保存に関する事
	避難所班	市民生活課	①避難所の開設及び管理・運営に関する事 ②避難所における被災地住民登録に関する事 ③災害ボランティアの受け入れに関する事 ④生活関連物資、緊急物資の配給に関する事
	医療班	市民生活課	①原子力災害医療に関する事 ②障がい者、寝たきり老人等の要配慮者の安全確保に関する事 ③医療品、衛生材料の確保に関する事 ④安定ヨウ素剤の配布、投与に関する事 ⑤被災者の保健・栄養指導に関する事 ⑥被災者の健康相談及びメンタルヘルスに関する事 ⑦避難所の衛生管理に関する事
	教育班	地域振興課	①教育関連施設との連絡調整に関する事 ②教育関連施設利用者に対する緊急時広報に関する事 ③教育関連施設の災害応急対策に関する事 ④児童・生徒及び施設利用者の防護対策に関する事 ⑤退避所、避難所の供与に関する事 ⑥退避所、避難所の管理・運営の協力に関する事 ⑦非常炊き出しに関する事

第4節 原子力災害合同対策協議会等への出席等

1. オフサイトセンターへの派遣

(1) オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、警戒事態の発生を認知した場合、警戒事態発生との連絡を受けた場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

(2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。併せて現地事故対策連絡会議に派遣された職員を補佐し、市災害対策本部との連絡等を行わせるため、あらかじめ定めた職員を随行させる。

(3) 国等との情報の共有等

市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

さらに、原子力災害合同対策協議会への派遣職員、機能班への派遣職員と市災害対策本部との連絡調整を行わせるため、あらかじめ定めた職員を派遣する。

3. 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

第5節 応援要請及び職員の派遣要請等

1. 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

2. 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障がい予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

3. 自衛隊の派遣要請等

(1) 市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。また、知事に対する自衛隊派遣要請を行うことができない場合に、防衛大臣又はその指定する者に対し、その旨及び原子力災害の状況を通知するものとする。

(2) 市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

第6節 原子力被災者生活支援チームとの連携

国（原子力災害対策本部長）は、原子力災害対策本部の下に、避難や一時移転が完了した住民等の生活支援等を円滑に実施するため、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、原子力被災者生活支援チーム等と連携し、子ども等をはじめとする健康調査や健康相談等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理や放射性物質に汚染された地域の除染等を推進するものとする。

第7節 防災業務関係者の安全確保

市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

1. 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

2. 防護対策

(1) 国の原子力災害対策本部は、関係行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関等に対して、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材（直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等）の携行・装着、安定ヨウ素剤の服用等を行うよう指示するものとされている。

- (2) 市災害対策本部長は、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、当該資機材の携行・装着、安定ヨウ素剤の服用等必要な措置を図るよう指示するものとする。
- (3) 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、当該資機材の調達及び安定ヨウ素剤の配備について、協力を要請するものとする。

3. 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護の指標については、原子力災害対策指針に基づき、放射線業務従事者の平時における被ばく限度及び緊急作業に従事する者の被ばく限度（特例緊急被ばく限度を含まない。）を参考に下表のとおり定めるものとする。

表 4-7-1 防災業務関係者の放射線防護の指標

		緊急事態応急対策(人命救助等緊急にやむを得ない活動を除く)に従事する場合	緊急事態応急対策のうち、人命救助等緊急にやむを得ない活動に従事する場合
実効線量限度		100mSv/5年	100mSv
		50mSv/年	
		女性※ 5mSv/3月	
		妊娠中の女性 内部被ばく 1mSv	—
等価線量限度	眼の水晶体	100mSv/5年	300mSv
		50mSv/年	
	皮膚	500mSv/年	1 Sv
	腹部表面	妊娠中の女性 2mSv	—

※妊娠する可能性がないと診断された女性及び妊娠と診断された時から出産までの間（妊娠中）に該当しない女性

なお、上記の指標は上限であり、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の被ばく線量をできる限り少なくするように努めるものとする。特に、女性については、胎児防護の観点から適切な配慮を行う。

- (2) 市は県と連携又は独自に職員の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した場合は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。
- (3) 市は、被ばく線量の管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、県又は国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、要員等の派遣要請を行うものとする。
- (4) 市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。
- (5) 市は県と連携し、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態において、市が応急の対策を実施す

る現地災害対策拠点施設（松江市役所、松江市消防本部）に対して放射線防護対策の強化を行うものとする。

4. 安全対策

- (1) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- (2) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接に情報交換を行うものとする。

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、市は、適切な対応を行える体制を整備する。

1. 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 市は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等、住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 市は、情報伝達にあたって、同報系防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行うものとする。

- (5) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、避難先自治体に開設した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- (2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係する地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力やストーカー行為を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第9節 避難、屋内退避等の防護措置

1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

なお、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する対応を最優先とし、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する対応をとることを基本とする。

- (1) 市は、警戒事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート、避難先、移動手段の確保等）を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には県又は県と連携し国に要請するものとする。
- (2) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難、P A Zにおける避難準備（避難者数の確認、避難ルート、避難先、移動手段の確保等）、U P Zにおける屋内退避の準備を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には県又は県と連携し国に要請するものとする。
- (3) 市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Zの避難及び安定ヨウ素剤の服用並びにU P Zにおける屋内退避等の必要な防護措置について指示した場合は、国若しくは県の指示又は独自の判断により、P A Zの避難を行うこととし、住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

また、市は、P A Zの避難の実施に併せ、国若しくは県の指示又は独自の判断により、U P Z内の住民等に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう伝達するものとする。

さらに、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

なお、市又は県は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の退避等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で安全な場所への退避等の安全確保措置を指示することができる。

一方で、市又は県は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、住民等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。

国の原子力災害対策本部は、関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、指示内容の判断のため、原子力災害合同対策協議会等において、次の事項について関係地方公

共同体等より事前の状況把握等を行う。

- ・UPZの避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

避難・一時移転の指示後においても、国の原子力災害対策本部は、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- (4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。

なお、市長は、国が指示を行うにあたり、国から事前に指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

- (5) 市は、避難対象区域の住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果やその他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、市は、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。その際、必要に応じ県に対し住民避難の輸送支援等の要請を行う。

- (6) 市は、避難のための立退き等の指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

- (7) 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難先の施設を示すこととされている。

なお、県域を越える広域的な避難を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、県が国の原子力災害対策本部等に対して要請を行うこととされている。

- (8) 感染症の流行下において、万が一、原子力事故が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染防止によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とし、以下の点に留意し関係行政機関等と連携して対応する。

- ・感染症流行下において原子力事故が発生した場合、感染者や感染の疑いがある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うように留意する。
- ・避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うよう留意する。

2. 屋内退避実施後の運用

屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続を判断することが必要となる。

- (1) 屋内退避の継続の判断は、国が屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うとされている。市は、県と協力し、屋内退避の継続のための物資の供給状況、人的支援の実施状況、ライフラインの被害状況等の情報を国に提供するものとし、国は、市及び県と緊密に連携を行いながら、屋内退避から避難への切り替えを判断し、指示することとされている。

なお、屋内退避から避難への切り替えにより、避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避は継続することを基本とし、避難への切り替えの判断は慎重に行うものとする。

- (2) 市は、国及び県と連携し、屋内退避を実施している住民等に対して、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず提供するものとする。

また、屋内退避中は、被ばくを低減するため、屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものとされている。

市は、県と協力し、一時集結所、指定避難所等での屋内退避中の住民への生活物資等の配給体制を構築するとともに、物資の備蓄、配給状況及び民間事業者の活動状況について情報提供する。

- (3) 市は、国及び県と連携し、原子力施設の状況に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、一時外出中の住民や活動中の民間事業者に対して、速やかに屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。

- (4) 国は、原子力施設の状態が安定し、新たに放射性物質が放出される可能性がないこと及び放出された放射性物質が滞留していないことが確認できた場合、屋内退避の解除を行う。

市は、国及び県と連携し、屋内退避を実施している住民等に対して、屋内退避の解除に係る情報提供を行うものとする。

なお、屋内退避の解除の際、緊急時モニタリングの結果に応じて、OIL1又は、OIL2を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずる必要があることに留意する。

3. 避難所等

市は、国、県及び避難先自治体と連携し、次の項目に留意のうえ、避難所運営マニュアルや原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・避難所運営マニュアルを基に避難所等の運営を行うものとする。

- (1) それぞれの避難所に受け入れられている避難者に係る情報の早期把握に関すること。
- (2) 避難所における生活環境（被災者の健康状態の把握、食事供与の状況、トイレの設置状況

等の把握、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況)に関すること。

- (3) 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に関すること。
- (4) 要配慮者(福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等)に関すること。
- (5) 避難所の運営における女性の参画推進及び男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した避難所の運営(女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備など安全性の確保、女性や子育て家庭への配慮など)に関すること。
- (6) 避難者の健全な住生活の早期確保(応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等)に関すること。

4. 広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等を考慮し、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受入が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言を要求するものとする。
- (3) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとされている。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議要請を当該市に代わって行うものとされている。
- (4) 国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うこととされている。

5. 安定ヨウ素剤の服用

市は、原子力災害対策指針を参考に、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の必要な措置を講じるものとする。

6. 要配慮者等への配慮

- (1) 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者等が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

- (2) 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難の支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。
- (3) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退き等の指示等があった場合は、あらかじめ医療機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・避難誘導のもと、迅速かつ安全に、入院患者等を避難又は他の医療機関へ避難させるものとする。入院患者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨を連絡するものとする。
- (4) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退き等の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画並びに県及び市が定めた広域避難計画に基づき、避難等を行うものとする。

7. 学校等における避難措置

学校等において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退き等の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難マニュアル等に基づき、迅速かつ安全に生徒等の保護者への引渡しや避難をさせるものとする。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、ショッピングセンター、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退き等の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

9. 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

市は、国の現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

10. 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等可能な限り避難者のニーズに配慮するものとする。
- (2) 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難で

ある場合には県、国の原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第10節 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立退き等の指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第11節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。

国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果により飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するものとする。また国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、OILの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について県に指示することとされている。市は、飲料水については、県又は緊急時モニタリングセンターが行う検査に協力する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。（別添3参照）

また、市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、県等と連携して、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

第12節 緊急輸送活動

1. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位及び範囲

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

表 4-12-1 緊急輸送の順位及び範囲

緊急輸送の順位		緊急輸送の範囲
第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送	・救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・負傷者 ・国、県、市の対策本部長等
第2順位	・避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難） ・災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送	・避難者 ・緊急事態応急対策要員（国の現地本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員）
第3順位	・災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送	・緊急事態応急対策要員（第2順位を除く国の現地本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、情報通信要員）
第4順位	・住民の生活を確保するために必要な物資の輸送	・屋内退避所、避難所を維持管理するために必要な人員、資機材、食料、飲料水等生活に必要な物資
第5順位	・その他災害応急対策のために必要な輸送	

（2）緊急輸送体制の確立

- ① 市は、県や関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ② 市は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。
- ③ 市は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2. 緊急輸送のための交通確保

市道路管理者は、交通規制にあたる県公安委員会と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第13節 救助・救急、消火活動に関する応援要請等

1. 救助・救急及び消火活動

- （1）市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は中国電力(株)その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- （2）市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、中国電力(株)に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 市は、市の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由
- ② 必要とする応援隊の種別・規模
- ③ 市への進出拠点及び進入経路

2. 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。

第14節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが、市、国、県及び関係団体は、それらの申入れに対して適切に対応するものとする。

1. ボランティアの受入れ等

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災者（避難所）のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災者のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災者のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

(2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

第15節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 市は、庁舎の所在地が避難のための立退き等の指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定める退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関にお

いては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

- (2) 市は、あらかじめ定める業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

This page intentionally left blank